

第 4 節 生活保護

第4節 生活保護

【生活支援課】

生活保護制度は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(1) 保護の種類

生活保護の種類は、次の8種類である。

- ① 生活扶助 衣食その他日常生活、移送に必要な費用
- ② 住宅扶助 家賃、地代、補修など住宅維持に必要な費用
- ③ 教育扶助 副読本的教科書、学用品、通学用品、給食費などの義務教育に伴って必要な費用
- ④ 介護扶助 介護サービスを受けるために必要な費用
- ⑤ 医療扶助 病気や怪我の治療に必要な費用
- ⑥ 出産扶助 出産のために必要な費用
- ⑦ 生業扶助 生業に必要な資金、器具、資料、技能修得、就労、高等学校就学などに必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬祭のために必要な費用

(2) 被保護世帯、人員及び保護率

令和3年度における被保護世帯は、1,380世帯、被保護人員は1,820人で、人口100人当たりの保護率は1.19%である。これを前年度と比較すると被保護世帯は18世帯、被保護人員は6人の増であり、保護率も増加傾向にある。

被保護世帯、人員及び保護率の推移

(各年度末現在)

年 度	人 口 (人)	被保護世帯 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (%)		
				野田市	千葉県	全国
平成29年度	154,348	1,296	1,781	1.15	1.37	1.67
平成30年度	154,404	1,273	1,733	1.12	1.38	1.66
令和元年度	154,330	1,326	1,780	1.15	1.39	1.64
令和2年度	153,993	1,362	1,814	1.18	1.41	1.64
令和3年度	153,529	1,380	1,820	1.19	1.43	1.63

(3) 保護費の動向

医療扶助は減少したものの、被保護者数の増加により、対前年度比で13,860千円多い3,131,888千円となった。

扶助別被保護者数及び保護費支給の状況

(支給額の単位：千円)

年度	区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	委託事務費	就労自立給付金	進学準備給付金	合計	
平成29年度	人数	3月分	1,507	1,455	154	240	1,479	0	48	3	4	—	3	—	4,893
		延べ	17,801	17,204	1,648	2,734	17,210	2	382	31	53	—	21	—	57,086
	保護費	支給額	893,536	476,165	18,723	73,441	1,423,027	422	7,044	6,005	10,144	—	819	—	2,909,326
		割合	30.71%	16.37%	0.64%	2.52%	48.91%	0.02%	0.24%	0.21%	0.35%	—	0.03%	—	100%
平成30年度	人数	3月分	1,466	1,412	125	266	1,451	1	48	2	4	—	5	1	4,781
		延べ	17,822	17,306	1,537	3,053	17,519	2	468	30	48	—	32	1	57,818
	保護費	支給額	858,234	477,127	17,076	75,828	1,414,248	419	7,743	4,851	8,508	—	1,053	100	2,865,187
		割合	29.95%	16.65%	0.60%	2.65%	49.36%	0.01%	0.27%	0.17%	0.30%	—	0.04%	0.00%	100%
令和元年	人数	3月分	1,497	1,435	117	309	1,505	0	57	0	6	—	5	2	4,933
		延べ	17,766	17,113	1,303	3,504	17,935	2	523	17	48	—	21	2	58,234
	保護費	支給額	855,111	476,761	11,473	75,166	1,741,563	13	7,009	4,280	8,756	—	596	200	3,180,928
		割合	26.88%	14.99%	0.36%	2.36%	54.75%	0.00%	0.22%	0.13%	0.28%	—	0.02%	0.01%	100%
令和2年度	人数	3月分	1,555	1,460	96	330	1,621	0	55	6	4	5	0	0	5,132
		延べ	17,949	17,224	1,053	3,900	18,796	1	557	33	48	28	19	1	59,608
	保護費	支給額	887,697	489,572	9,265	80,401	1,629,150	2	6,745	5,270	8,648	519	659	100	3,118,028
		割合	28.47%	15.70%	0.30%	2.58%	52.25%	0.00%	0.22%	0.17%	0.28%	0.01%	0.02%	0.00%	100%
令和3年度	人数	3月分	1,581	1,479	103	346	1,556	0	56	1	4	6	1	7	5,140
		延べ	18,606	17,547	1,107	4,120	18,713	0	557	22	48	81	12	8	60,821
	保護費	支給額	921,032	514,796	9,538	95,374	1,567,289	0	5,281	6,708	8,795	1,475	400	1,200	3,131,889
		割合	29.41%	16.44%	0.30%	3.05%	50.04%	0.00%	0.17%	0.21%	0.28%	0.05%	0.01%	0.04%	100%

※就労自立給付金は、平成26年7月1日に施行され、安定就労の機会を得たことで保護廃止に至った時に支給する制度。
 ※進学準備給付金は、平成30年6月8日に施行され、高等学校等を卒業後、特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対して支給する制度。

※委託事務費は、令和2年4月1日に施行され、無料低額宿泊所のうち、施設の人員、設備及び運営について一定の基準を満たした施設が、利用者に行う支援に対して支給する制度。

(4) 世帯類型別被保護世帯

2人以上の世帯が減少する一方で、単身者世帯は増加している。被保護世帯の中で多くを占める高齢者世帯は、令和3年度719世帯で全体の52.1%となっている。

世帯類型別被保護世帯数の推移(1) (各年度末現在)

年度	単身者世帯					2人以上の世帯						合計
	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	計	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	計	
29	581 (45.3%)	128 (10.0%)	167 (13.1%)	92 (7.3%)	968 (75.7%)	74 (5.8%)	97 (7.6%)	28 (2.2%)	63 (4.9%)	66 (5.2%)	328 (25.6%)	1,296 (100%)
30	575 (45.2%)	128 (10.1%)	180 (14.1%)	79 (6.2%)	962 (75.6%)	77 (6.0%)	89 (7.0%)	29 (2.3%)	61 (4.8%)	55 (4.3%)	311 (24.4%)	1,273 (100%)
元	618 (46.7%)	143 (10.8%)	158 (11.9%)	85 (6.71%)	1,008 (76.0%)	90 (6.8%)	72 (5.4%)	32 (2.4%)	63 (4.8%)	61 (4.6%)	318 (24.0%)	1,326 (100%)
2	631 (46.3%)	157 (11.5%)	150 (11.0%)	111 (8.1%)	1,049 (77.0%)	87 (6.4%)	70 (5.1%)	36 (2.6%)	53 (3.9%)	67 (4.9%)	313 (23.0%)	1,362 (100%)
3	636 (46.1%)	172 (12.5%)	145 (10.5%)	116 (8.4%)	1,069 (77.5%)	83 (6.0%)	76 (5.5%)	35 (2.5%)	50 (3.6%)	67 (4.9%)	311 (22.5%)	1,380 (100%)

世帯類型別被保護世帯数の推移(2) (各年度末現在)

年度	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	合計
平成29年度	655 (50.5%)	97 (7.5%)	156 (12.0%)	230 (17.8%)	158 (12.2%)	1,296 (100%)
平成30年度	652 (51.2%)	89 (7.0%)	157 (12.4%)	241 (18.9%)	134 (10.5%)	1,273 (100%)
令和元年度	708 (53.4%)	72 (5.4%)	175 (13.2%)	221 (16.7%)	150 (11.3%)	1,326 (100%)
令和2年度	718 (52.7%)	70 (5.1%)	193 (14.2%)	203 (14.9%)	178 (13.1%)	1,362 (100%)
令和3年度	719 (52.1%)	76 (5.5%)	207 (15.0%)	195 (14.1%)	183 (13.3%)	1,380 (100%)

(5) 労働力類型別構成被保護世帯

働いている人がいない世帯は、令和3年度1,150世帯、全体の83.3%を占めており、増加傾向にある。

労働力類型別被保護世帯数の推移 (各年度末現在)

年度	世帯主が働いている世帯				世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	働いている人がいない世帯	合計
	常用勤労者	日勤労者	内職者	その他の職業			
平成29年度	193 (14.9%)	5 (0.4%)	6 (0.5%)	11 (0.8%)	36 (2.8%)	1,045 (80.6%)	1,296 (100%)
平成30年度	178 (14.0%)	7 (0.5%)	9 (0.7%)	16 (1.3%)	39 (3.1%)	1,024 (80.4%)	1,273 (100%)
令和元年度	181 (13.7%)	4 (0.3%)	9 (0.7%)	17 (1.3%)	38 (2.9%)	1,077 (81.2%)	1,326 (100%)
令和2年度	158 (11.6%)	6 (0.4%)	7 (0.5%)	20 (1.5%)	38 (2.8%)	1,133 (83.2%)	1,362 (100%)
令和3年度	160 (11.6%)	9 (0.7%)	7 (0.5%)	21 (1.5%)	33 (2.4%)	1,150 (83.3%)	1,380 (100%)

(6) 保護の開始及び廃止等の状況

令和3年度は、申請件数247件、開始197世帯270人、廃止167世帯206人となっている。

保護の相談、申請、開始及び廃止の推移

年度	相談件数	申請件数	取下・却下等の件数	開始		廃止		増減	
				世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
平成29年度	737	266	75	183	272	153	195	30	77
平成30年度	737	217	76	153	193	174	229	-21	-36
令和元年度	872	208	49	159	201	107	146	52	55
令和2年度	995	226	63	165	229	138	175	27	54
令和3年度	1,104	247	51	197	270	167	206	30	64

(7) 生活保護基準

被保護世帯が保障される生活基準は、被保護者の年齢、世帯構成、所在地域などに応じて国が定めるもので、本市は次表のとおりである。

(単位：円)

世帯構成		標準3人世帯		母子3人世帯		高齢単身者世帯	
		男(33歳) 女(29歳) 子(4歳)	女(30歳) 子(11歳) 小学生 子(4歳)	男(70歳)			
年度		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
最低生活費		204,510	204,510	244,173	244,173	112,790	112,790
最低生活費の内訳	生活扶助						
	○ 基準額 (第1類、第2類)	137,080	137,080	134,980	134,980	69,160	69,160
	○ 冬季加算 (11月～3月)	4,240	4,240	4,240	4,240	2,630	2,630
	各種加算	児童養育加算	児童養育加算	児童養育加算	児童養育加算		
		10,190	10,190	20,380	20,380		
				母子加算	母子加算		
				22,400	22,400		
	教育扶助						
○ 基準額			2,600	2,600			
○ 学習支援費			1,333	1,333			
○ 給食費			4,240	4,240			
○ 学級費			1,080	1,080			
住宅扶助	53,000	53,000	53,000	53,000	41,000	41,000	

※学習支援費は、年間上限額を12で割った額を記載。

第5節 高齢者の福祉

第5節 高齢者の福祉

1. 高齢者の人口【高齢者支援課】

本市における65歳以上の人口は、介護保険制度が開始された平成12年（4月）が16,706人で総人口に対し、13.78%であったが、平成26年（4月）には40,002人で25.62%と年々増加している。さらに令和4年（4月）には47,851人となり、総人口に対する高齢者の割合が30%を超える状況になっている。

65歳以上の人口

（各年度4.1現在）

年度	区分	総人口(A) (人)	65歳以上人口(B) (人)	B/A×100 (%)	備考
平成30年度		154,348	45,639	29.57	住民基本台帳人口（外国人を含む。）による。
令和元年度		154,404	46,425	30.07	
令和2年度		154,330	47,083	30.51	
令和3年度		153,993	47,574	30.89	
令和4年度		153,529	47,851	31.17	

60歳以上の年齢別人口

（各年度4.1現在 単位：人）

年度	区分	60歳～64歳	65～69	70～74	75～79	80歳以上	計
平成30年度		9,726	13,635	12,049	8,925	11,030	55,365
令和元年度		9,419	12,681	12,473	9,756	11,515	55,844
令和2年度		9,066	11,645	13,122	10,198	12,118	56,149
令和3年度		8,717	10,855	14,009	9,880	12,830	56,291
令和4年度		8,441	10,184	13,787	10,228	13,652	56,292

2. ねたきり老人対策【高齢者支援課】

(1) ねたきり老人等布団乾燥サービス

老人健康保持のため、ねたきり老人及びひとり暮らし老人を対象に月2回布団乾燥サービスを実施していた。利用件数の減少により平成30年度末で事業廃止、令和元年度以降は経過措置により対応している。

（各年度4.1現在）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施人数	6人	5人	5人	3人	2人

(2) 福祉タクシーの利用

要介護者等が、会合への出席、通院及び訪問時に利用するタクシー運賃の一部を助成している。平成12年度からは、介護保険制度上の要支援以上の方も対象者とし、ストレッチャー又はリフト付タクシーも利用できるようにし、タクシー利用料金の2分の1、月10回分を助成している。

助成限度額1回につき1,000円

令和3年度実績 登録者 3,368人 利用者数 1,597人 利用件数 28,479件

(4) 介護用品支給事業

在宅で生活している要介護者及び要支援者の介護者または本人に対し、介護用品を支給し経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため平成15年から支給している。（平成30年度から支給要件を変更）

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
支給人数	404 人	397 人	414 人	481 人	476 人

(5) 家具転倒防止器具取付事業

65 歳以上で構成された世帯を対象に、地震により生ずる被害から高齢者等の生命及び財産を守るため、食器棚やたんす等の木製家具に転倒防止器具の取付をしている。(平成 29 年度から開始し、平成 30 年度に支給要件を拡大)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	13 人	25 人	26 人	1 人	2 人

3. ひとり暮らし老人対策【高齢者支援課】

(1) ひとり暮らし老人

ひとり暮らし老人の年別推移

(各年度 4.1 現在)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人員	1,751 人	1,742 人	1,735 人	1,721 人	1,729 人

(民生委員・児童委員の調査により)

(2) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム

健康に不安を抱えているひとり暮らしの高齢者を対象に、24 時間体制で消防署と連結することができる緊急通報システムを設置運営することにより、救命、救助活動をしている。(平成元年度から)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
設置台数	67 台	51 台	42 台	43 台	43 台
延べ利用台数	367 台	381 台	393 台	418 台	443 台

(3) 訪問理容サービス

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯、及び要介護者で要介護状態区分が要介護 3・4・5 の方で、心身の障がいや疾病等の理由により、一般の理容サービスの利用が困難な方に、快適な生活を支援するため、理容サービスに係わる訪問費用を助成している。(平成 13 年 4 月から)

令和 3 年度利用実人数 14 人 延べ助成件数 30 件

(4) 救急医療情報キットの配布

65 歳以上の高齢者のみの世帯に属する方、持病があつて日中ひとりきりになる高齢者の方が自宅で倒れ、救命活動が必要となった時に備え、あらかじめ必要な医療情報等を記入し、保管しておくための救急医療情報キットを配布している。(平成 26 年 3 月から)

令和 3 年度配布数 102 個 延べ配布数 3,068 個

4. 敬老事業【高齢者支援課】

毎年9月15日から始まる老人週間に、多年にわたり社会のために貢献された老人を敬愛するとともに、長寿を祝福し、敬老の意を表するため次の事業を行っている。（平成29年度及び令和元年度に支給要件を変更）

○敬老祝金

9月1日現在において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で当該年度中に100歳となる方に祝金を支給。

○敬老祝品

9月1日現在において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で当該年度中に88歳、95歳、101歳以上となる方に祝品を支給。

敬老祝金

年度 年齢	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
100歳	35人 30,000円	23人 30,000円	24人 30,000円	33人 30,000円	50人 30,000円

敬老祝品

年度 年齢	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
88歳	782人 市内共通商品券	602人 市内共通商品券	670人 市内共通商品券	709人 市内共通商品券	700人 市内共通商品券
95歳	206人 市内共通商品券	152人 市内共通商品券	159人 市内共通商品券	214人 市内共通商品券	191人 市内共通商品券
101歳以上	—	—	49人 市内共通商品券	49人 市内共通商品券	60人 市内共通商品券

5. 老人クラブ【高齢者支援課】

地域の高齢者が自主的に集い、相互の親睦、教養の向上、健康の増進、地域社会との交流を行うため、地域ごとに老人クラブが結成されているほか、市の連合会として野田市いきいきクラブ連合会（野田市老人クラブ連合会）を結成している。

老人クラブ数の年別推移

（各年度4.1現在）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ク ラ ブ 数	91クラブ	86クラブ	82クラブ	79クラブ	76クラブ
会 員 数	3,606人	3,423人	3,200人	3,010人	2,826人

6. ゲートボール場等整備用砂支給【高齢者支援課】

高齢者の健康づくり、体力づくりを増進するために、ゲートボール場等整備用砂を支給している。

平成 29 年度 2 件 5.9 m³

平成 30 年度 1 件 2.0 m³

令和元年度 1 件 3.0 m³

令和 2 年度 1 件 6.0 m³

令和 3 年度 2 件 6.0 m³

7. 老人デイサービス事業【高齢者支援課】

在宅の虚弱高齢者に対し、送迎用リフトバス等で送迎し、各種のサービスを提供することにより、心身機能の維持向上を図るとともに、介護している家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とした事業。平成元年度より福寿園において本事業を開始し、平成 8 年 5 月から鶴寿園が加わり、平成 10 年 4 月からは亀野園が加わり 3 か所で実施していたが、3 施設とも、介護保険制度対象の施設となるため平成 11 年度末に同事業所となり運営を取りやめている。

平成 12 年度からは、介護保険制度で自立となった方や介護保険の申請をしていない方のために、岩木小学校の余裕教室を改築し、デイサービスセンターを開設してきたが、利用者の減とともに平成 18 年度の介護保険制度の改正により重要視された介護予防事業が市民に浸透し、当初の目的が達成されたと判断。

平成 22 年 4 月から岩木小学校老人デイサービスセンターを介護保険対応とした。ただし、以前より利用の承認を受けている者（生きがい型利用者）については従前どおりサービスを実施。平成 29 年度中に生きがい型の利用者（1 名）が介護認定を受けたことから、利用者全員が介護保険制度の適用となった。

岩木小学校老人デイサービスセンター実績

区 分		年 度				
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年間延べ利用数	生きがい	24 人	—	—	—	—
	介護保険	6,057 人	5,998 人	5,630 人	5,684 人	5,637 人
年間実施日数	生きがい	157 日	—	—	—	—
	介護保険	310 日	308 日	309 日	310 日	310 日

8. 介護職員の養成【高齢者支援課】

(1) 介護職員研修受講料等助成金

介護サービスにかかる雇用確保を図るため、「介護職員初任者研修」もしくは「生活援助従事者研修」または「介護福祉士資格取得にかかる実務者研修」を修了し、かつ野田市内の介護施設等に就業もしくは就業予定の方に、受講料の 2 分の 1（ただし、50,000 円を上限とし、生活援助従事者研修は 25,000 円を上限とする。）を助成した。（令和元年度から生活援助従事者研修追加）

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対 象 者	30 人	27 人	40 人	30 人	47 人
助 成 金 額	1,381,000 円	1,278,300 円	1,623,100 円	1,299,000 円	2,073,200 円

9. 老人福祉施設【高齢者支援課】

(1) 養護老人ホーム

65歳以上であり、心身の状況や環境及び経済的に困窮しているため、居宅での生活が困難な方が入所できる施設。

野田市からの入所状況（施設別）

(R4. 3. 31 現在)

施設名	人員
楽寿園（野田市）	28人

○複合老人ホーム野田市楽寿園(養護老人ホーム分)

複合老人ホーム野田市楽寿園は、野田市養護老人ホーム「楽寿園」として昭和41年4月に開設し、平成11年12月に所在地へ移転、平成17年1月に一部（15床）を特別養護老人ホームへ転換し、複合老人ホームとして運営。平成30年4月に更に一部（14床）を特別養護老人ホームへ転換した。

令和4年4月1日現在の入所受託人員は28人で、令和3年度中の入所者は2人、退所者は6人となっている。

依頼実施機関別入所者数

(R4. 3. 31 現在)

実施機関	人員	男	女
野田市	28	13	15
東京都	0	0	0
計	28	13	15

年齢別入所者数（野田市楽寿園）

(R4. 3. 31 現在)

年齢別	人員	男	女	年齢別	人員	男	女
65歳未満	0	0	0	80歳～84歳	8	3	5
65歳～69歳	1	1	0	85歳～89歳	8	4	4
70歳～74歳	3	1	2	90歳以上	3	0	3
75歳～79歳	5	4	1	計	28	13	15

(2) 老人福祉センター

老人福祉センターは、昭和49年4月1日に開設し、地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動等の拠点としている。

令和3年度は大規模改修工事及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、9月末まで休館したことにより利用者が減少した。

老人福祉センター年度別利用状況

年度区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
老人福祉センター	7,841人	7,558人	6,556人	509人	1,420人

10. シルバー人材センター【高齢者支援課】

定年退職後等において、補助的かつ短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ると共に、高齢者の能力を生かした活力ある

地域社会づくりに貢献することを目的に野田市シルバー人材センターが昭和57年7月に社団法人として設立され、その後平成24年4月1日に公益社団法人への移行を経て、引き続き積極的に事業運営に取り組んでいる。

所在地 野田市鶴奉5番地の1

電話番号 04(7125)2300

①事業の内容

健康な高齢者等が集いシルバー人材センターの会員となり、民間企業、家庭、公共団体などから、高齢者になふさわしい仕事を請負い、各会員の希望と経験、能力に応じてその仕事に従事していただき、その対価(配分金)をシルバー人材センターが会員に支払っている。

②年度別実績

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会 員 数	766人	756人	763人	719人	702人
受 注 件 数	4,300件	4,382件	4,352件	4,147件	4,169件
延 べ 人 数	81,664人	81,373人	78,392人	71,012人	68,872人
配 分 金 額	351,574,652円	359,056,728円	341,995,411円	314,756,376円	311,112,630円

第6節 介護保険

第6節 介護保険

平成12年に介護保険制度が施行されて22年が経過し、その間、市では、介護サービス基盤の整備や高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進などに取り組み、「高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち」を基本理念に、高齢者福祉全体の向上を図ってきた。

令和3年度からスタートした第8期野田市シルバープランの策定に当たっては、国の介護保険法改正の考え方に沿って、単に3年間の計画にとどまらず、「団塊の世代」の全てが75歳以上になる令和7年、さらに「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年までを見据えて、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムのさらなる充実を目指しつつ、制度の持続を目指した計画としている。

さらに、国際社会の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けて国が定めた「SDGs実施指針改定版（令和元年12月20日）」において、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映させること」が期待されていることから、本計画においても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、様々な施策を展開していく。

その実現のため、野田市では、市民の皆様がいつまでも元気で生活できるよう、「介護予防10年の計」として実施してきた「シルバーリハビリ体操」、「のだまめ学校」、「えんがわ」など6つの戦略を更に充実させることとする。

また、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターについて、令和3年度より名称を「高齢者なんでも相談室」に改め、気軽に高齢者ご本人、ご家族、地域の方からご相談や情報提供をしていただけるよう努める。

認知症施策についても、5年間で2万人の養成を目標とした認知症サポーター育成事業を中心に地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

なお、施設整備については、特別養護老人ホームは、新規入所者は年間200人程度と見込まれるが、直ちにありはなるべく早く入所を必要とする待機者は、長期間待機せずに入所できていると考えられるため、原則として、第8期期間中の新規整備は行わないこととするが、待機者数の推移、その他の状況を見据えた上で、必要がある場合は、速やかに対応することとする。また、在宅支援のための地域密着型サービス施設の整備については、既存施設の利用状況を勘案した上で、圏域バランスを考慮し進める。

1. 介護保険料【高齢者支援課】

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、所得段階に応じて市区町村ごとに決定される。各段階の保険料は以下のとおり。

野田市の保険料

所得段階	令和3年度介護保険料(年額)	令和3年度末被保険者数
第1段階	18,700円	6,800人
第2段階	21,800	3,251
第3段階	40,500	2,942
第4段階	54,800	6,768
第5段階(基準額)	62,300	6,938
第6段階	68,500	7,189
第7段階	74,700	3,954

第 8 段 階	81,000	2,719
第 9 段 階	93,400	3,704
第 10 段 階	105,900	1,645
第 11 段 階	112,100	679
第 12 段 階	118,300	307
第 13 段 階	124,600	197
第 14 段 階	130,800	122
第 15 段 階	137,000	86
第 16 段 階	143,200	60
第 17 段 階	149,500	204
第 18 段 階	155,700	218
合 計		47,783

2. 要介護（要支援）認定申請【高齢者支援課】

令和3年度における要介護（要支援）認定申請件数は、新規及び更新申請等を合わせて 5,830 件で月平均 412 件となった。

要介護（要支援）認定申請件数一覧（令和3年4月～令和4年3月）

（単位：件）

区分	新規	変更	更新	合計	左の内訳	
					第1号 被保険者	第2号 被保険者
4月	255	55	232	542	526	16
5月	167	49	229	445	438	7
6月	227	65	242	534	519	15
7月	198	42	199	439	429	10
8月	210	55	210	475	451	24
9月	241	57	222	520	506	14
10月	191	38	222	451	438	13
11月	231	47	196	474	457	17
12月	234	65	263	562	546	16
1月	258	46	212	516	504	12
2月	221	62	152	435	424	11
3月	251	50	136	437	428	9
合計	2,684	631	2,515	5,830	5,666	164

3. 介護認定審査会【高齢者支援課】

1 合議体当たりの委員数は国においては3人～5人を基本としているが、野田市は平成29年度より、すべての合議体を4人制とし、8合議体体制としている。委員構成は、医療・保健・福祉分野の専門家をバランス良く配置し、令和3年度においては161回の認定審査会を開催し、延べ5,331人の審査を行った。

(1) 野田市介護認定審査会委員内訳

(単位：人)

内科 医師	小児科 医師	眼科 医師	皮膚科 医師	歯科 医師	薬剤 師	看護 師	保健 師	介護 福祉士	社会 福祉士	柔道 整復師	理学 療法士	介護 支援専門員	合 計
5	1	1	1	3	3	5	1	3	1	2	3	3	32

(2) 野田市介護認定審査会実施状況（令和4.3.31現在）

審査期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
 審査会開催回数 131回

① 認定結果通知件数の内訳

(単位：件)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	非該当	合計
通知 件数	684	884	1,088	914	769	637	418	44	5,438

② 介護認定の実施状況

(単位：件)

区分		申請受付 件数	認定調査 実施件数	審査会審査 実施件数	結果通知 実施件数
実施件数	新規	2,684	2,314	2,343	2,433
	区分変更	631	552	573	583
	更新	2,515	2,406	2,415	2,422
合計		5,830	5,272	5,331	5,438

③ 審査における1次判定と2次判定の比較

(単位：件)

区分		件数
上昇	3段階以上上昇	46
	2段階上昇	83
	1段階上昇	644
変更なし		4,312
下降	1段階下降	243
	2段階下降	2
	3段階以上下降	1
合計		5,331

4. 介護サービス受給者数【高齢者支援課】

令和3年度末における要介護（要支援）認定者数は、8,373人となり、このうち居宅介護（介護予防）サービス受給者数は、4,551人、地域密着型介護（介護予防）サービス受給者数は658人、施設介護サービス受給者数は1,413人で、残りの1,751人は入院中又は当面サービス利用のない人である。

(1) 要介護（要支援）認定者数（実数）（R4.3.31現在）（単位：人）

	要支援1	要支援2	小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	合計
第1号被保険者	1,048人	1,451人	2,499人	1,503人	1,484人	1,234人	928人	530人	5,679人	8,178人
(内)65歳以上75歳未満	(150)	(172)	(322)	(182)	(217)	(160)	(124)	(84)	(767)	(1,089)
(内)75歳以上85歳未満	(529)	(642)	(1,171)	(587)	(535)	(398)	(285)	(202)	(2,007)	(3,178)
(内)85歳以上	(369)	(637)	(1,006)	(734)	(732)	(676)	(519)	(244)	(2,905)	(3,911)
第2号被保険者	10	28	38	37	52	31	19	18	157	195
合計	1,058	1,479	2,537	1,540	1,536	1,265	947	548	5,836	8,373

(2) 居宅介護（介護予防）サービス受給者数（実数）（R4.3.31現在）（単位：人）

区分	予防給付			介護給付						合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第1号被保険者	219	576	795	1,096	1,179	716	418	223	3,632	4,427
第2号被保険者	2	13	15	27	43	19	10	10	109	124
合計	221	589	810	1,123	1,222	735	428	233	3,741	4,551

(3) 地域密着型介護（介護予防）サービス受給者数（実数）（R4.3.31現在）（単位：人）

区分	予防給付			介護給付						合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第1号被保険者	0	1	1	172	208	142	90	38	650	651
第2号被保険者	0	0	0	1	4	0	1	1	7	7
合計	0	1	1	173	212	142	91	39	657	658

(4) 施設介護サービス受給者数（実数）（R4.3.31現在）（単位：人）

区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合計
第1号被保険者	838	525	3	30	1,396
第2号被保険者	10	6	1	0	17
合計	848	531	4	30	1,413

5. 介護支援専門員協議会及び介護事業者協議会【高齢者支援課】

介護支援専門員（ケアマネジャー）及び介護サービス事業者の資質の向上、相互の連携及び情報提供等を目的とするもの。また、困難事例等の検討を行うことにより、介護保険制度の円滑な運営を図るもの。

介護支援専門員協議会及び介護事業者協議会とも毎回活発な意見交換等を行っている。

《介護支援専門員協議会》

日時	内容	参加人数
令和3年4月14日（水）	<研修名> 「介護予防プラン等について・その他質問事項等について」 「介護保険改正について」 <講師> 野田市介護保険課高齢者なんでも相談室 伊敷 明日香氏 医療法人社団福聚会 福聚苑老人保健施設 伊藤 智也氏	54

令和3年4月20日(火)	<研修名> 「介護予防プラン等について・その他質問事項等について」 「介護保険改正について」 <講師> 野田市介護保険課高齢者なんでも相談室 伊敷 明日香氏 医療法人社団福聚会 福聚苑老人保健施設 伊藤 智也氏	41
令和3年7月15日(木)	<研修> 防災について <講師> 野田市高齢者支援課長 善方 浩子氏 野田市防災安全課 係長 沖田 真弥氏	63
令和3年8月25日(水)	<研修> 防災について <講師> 千葉県介護支援専門員協議会 千葉県	51
令和3年11月18日(木)	<研修> 高齢者虐待研修 <講師> ななつぼし法律事務所 弁護士 神保 正宏氏	56
令和4年3月17日(木)	<研修> 難病患者を地域で支える <講師> 野田市健康福祉センター 大竹 志津子氏 野田市障がい者支援課 渡邊 宗紀氏	51

《介護事業者協議会》

事業名	内容
定期総会 「令和2年度事業報告及び決算報告」 「令和3年度事業計画及び予算計画」	令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため書面決裁
介護事業者 交流会	令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止
第48回国際福祉機器展視察	令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止
全体講演会	令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止

6. 市直営介護保険サービス事業【高齢者支援課】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、市自ら介護保険事業者となり各種サービスを展開している。

(1) 複合老人ホーム野田市楽寿園（小規模特別養護老人ホーム分）

日常生活に常時介護が必要で自宅では介護が困難な要介護者に、食事、入浴、排泄等の日常生活の介護や健康管理を行う。地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）を運営している。

平成30年4月に養護老人ホーム14床を特別養護老人ホームへ転換した。

所在地	野田市鶴奉264番地	電話番号	04-7122-1464
開設年月	平成17年1月	入所定員	29人
運営主体	野田市（指定管理者：社会福祉法人野田みどり会）		

年齢別入所者数（R4.3.31現在）

（単位：人）

年齢別	人員	男	女	年齢別	人員	男	女
65歳未満	0	0	0	80歳～84歳	8	3	5
65歳～69歳	0	0	0	85歳～89歳	8	3	5
70歳～74歳	4	3	1	90歳以上	6	1	5
75歳～79歳	3	1	2	合計	29	11	18

7. 地域支援事業【高齢者支援課】

平成18年度から要介護状態になる事をできる限り予防し、要介護状態となっても状態が悪化しないよう介護保険制度の改正によって創設された「地域支援事業」について、下記の事業を実施している。

〈事業名〉

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の訪問型サービス事業と通所型サービス事業について、介護予防・生活支援サービス事業費を支給した。

サービス受給者数

(R4.3.31現在)

区分	要支援1	要支援2	事業対象者	合計
第1号被保険者	257人	608人	0人	865人
第2号被保険者	1人	5人	0人	6人
合計	258人	613人	0人	871人

支給額決定状況

区分	件数	支給額
訪問型サービス事業	3,825件	71,278,943円
通所型サービス事業	7,058件	209,796,379円
高額介護予防サービス費	109件	336,009円
高額医療合算介護予防サービス費	17件	173,470円
合計	11,009件	281,584,801円

介護予防ケアマネジメント事業

区分	件数	支給額
介護予防ケアマネジメント事業費	6,063件	28,848,577円

(2) 一般介護予防事業

「介護予防10年の計」を始めとした一般介護予防事業に取り組んだ。

事業	内容
シルバーリハビリ体操	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、シルバーリハビリ体操初級指導士養成講習会及び体操教室を休止 体験教室は12月7日から1月20日の期間のみ実施
のだまめ学校	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため7月12日から7月31日及び11月1日から1月20日の期間、本講座に限り実施 本講座：延べ参加者 1,187人 実施数 118教室 令和2年度に作成したのだまめ学校の動画のDVD版を作成しえんがわ開設者に配布

えんがわ	開設場所 23 か所 開催箇所 13 か所
シルバーサロン事業	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため7月12日から7月31日及び11月1日から1月20日の期間のみ実施 はつらつ・ゆうみい 延べ利用者 706人 開所日数 70日 元気 延べ利用者 485人 開所日数 70日
介護支援ボランティアポイント事業	登録者 260人 登録施設 49施設

(3) 任意事業

○配食サービス事業

おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯で、心身の障がいや疾病等の理由により食事の調理が困難な方に、栄養のバランスのとれた食事を配達提供することで、食生活の改善や増進を図るとともに、安否の確認を行うことを目的とし、実施している。(平成12年4月から)

令和3年度利用者数 261人 延べ配食数 30,950食

○成年後見制度利用支援事業費

成年後見制度の申立により後見開始等の審判を受けた高齢者が、選任された後見人等に報酬を支払うのが困難と認められた場合について、家庭裁判所により決定された報酬全部又は一部を助成した。

令和3年度利用者 9人 報酬額 1,873,000円

○徘徊高齢者家族支援サービス事業

高齢者が徘徊した場合の早期発見システムとして、高齢者自身に無線発信機を持たせ、GPS(全地球測位システム)等を利用し、その居場所を家族等に伝え、徘徊高齢者及びその家族の精神的不安を解消し、高齢者の安全を確保することを目的とし、実施している。(平成15年4月から)

令和3年度利用実人数 3人

○家族介護慰労金支給事業

在宅で重度の要介護者を、介護保険サービスを利用せずに介護している家族に慰労金を支給する。

令和3年度支給者 0人

(4) 包括的支援事業

○地域包括支援センター運営事業

高齢者が住みなれた地域で生活し続けられるよう、市内を4つの日常生活圏域に区分し、それぞれの圏域を対象とする地域包括支援センターを設置。令和3年度からは名称を「高齢者なんでも相談室」に改め、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の業務を実施している。

また、南部・福田地区は、高齢者人口が多いことから、福田地区の高齢者の悩みや相談を受け付ける拠点として、令和3年4月1日より、木野崎病院内に「野田市南第2高齢者なんでも相談室」を設置した。

(R4.3.31現在)

生活圏域	施設名	所在地	電話番号	開設年月日
中央・東部地区	野田市介護保険課高齢者なんでも相談室	野田市鶴奉7-1 (市役所介護保険課内)	7125-1111 (内線:2128)	H18.4.1
	野田市中央高齢者なんでも相談室	野田市野田1307-1 (ふれあいの里内)	7136-2301	H30.4.1

南部・福田地区	野田市南第1 高齢者なんでも相談室	野田市山崎 2723-3 (椿寿の里内)	7123-7066	H24. 8. 1
	野田市南第2 高齢者なんでも相談室	野田市木野崎 1561-1 (木野崎病院内)	7128-7627	R3. 4. 1
北部・川間地区	野田市北高齢者なんでも相談室	野田市中里 43-3 (松葉園内)	7128-0113	H20. 1. 1
関宿地域	野田市関宿高齢者なんでも相談室	野田市桐ヶ作 666 (関宿ナーシングビレッジ内)	7196-5588	H18. 4. 1

令和3年度の総合相談・支援事業件数

総合相談件数 (A)		(A)のうち、虐待等 権利擁護に関する件数		(A)のうち、成年 後見制度に関する件数	
実人数	延べ件数	実人数	延べ件数	実人数	延べ件数
4,503	23,911	112	548	51	311

令和3年度の予防給付・総合事業に係るケアマネジメント業務

介護予防支援(要支援1・2)実績件数

委託なし	委託	合計
3,621 (1,283)	11,386 (4,732)	15,007 (6,015)

※ () 内は、ケアマネジメント数のうち、総合事業のみの利用者数

○認知症総合支援事業

認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守る認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を開催した。本講座は研修を受けたキャラバン・メイトが講師役を務め、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等について講義しており、受講者にはオレンジリングを配布し、認知症サポーターの輪を広げている。

平成20年度より事業を開始し、平成28年度に「2万人のサポーターを養成する」ことを目標に掲げ、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進を図った。

認知症サポーター育成事業実施状況

区 分		令和3年度
認知症サポーター養成講座	開催回数	31回
	参加者数	1,671人
キャラバン・メイト養成研修	受講者数	4人

第7節 社会福祉

第7節 社会福祉

1. 難病患者援助金【生活支援課】

難病疾患のための治療を受けている者に対し援助金を支給することにより難病患者又は保護者の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図るものである。平成30年度までは、難病療養者見舞金として年3回、入院・通院を区別して支給していたが、令和元年度から難病患者援助金として入院・通院の区別なく4月1日を基準に年1回、36,000円を支給するよう見直した。

(各年度3.31現在)

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入院	31人	25人	—	—	—
通院	1,610人	1,551人	—	—	—
合計	1,641人	1,576人	1,410人	1,439人	1,511人

2. 高額療養費貸付【生活支援課】

医療費の経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため、高額療養費の支給を受ける人に対し、必要な資金を貸付ける制度で、貸付状況は下表のとおりである。

高額療養費貸付の利用は、令和元年8月以降新たな申請がなく、すでにその役目は終わったものとして、令和3年度限りで制度を廃止した。

(各年度3.31現在)

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸付件数	77件	45件	9件	3件	0件

3. 被爆者健康管理援助金【生活支援課】

被爆者の労苦に報いるとともに健康の保持に寄与することを目的として、被爆者に対して援助金10,000円(年額)を支給する。

(各年度3.31現在)

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年
受給者数	26人	26人	25人	25人	25人

4. 災害見舞金【生活支援課】

災害により住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流出又は埋没をした世帯に対し見舞金を支給する。

(令和3年度実績)

区 分	件 数	支 給 額
全 焼 又 は 全 壊	3件	120,000円
半 焼 又 は 半 壊	0件	円
床 上 浸 水	0件	0円
弔 慰 金	1件	50,000円
傷 害 見 舞 金	0件	0円
計	4件	170,000円

5. 総合福祉会館【生活支援課】

ボランティア団体をはじめとする福祉に係る諸団体の育成及び活動の充実を図るため、総合的な福祉サービスを提供する福祉活動の拠点として野田市総合福祉会館を平成14年4月に文化会館結婚式場跡施設に設置し、管理を社会福祉協議会に委託した。NPO及び市又は社会福祉協議会の福祉業務に関連しているボランティア団体等が施設を使用することができる。

令和3年度利用状況

登録団体数	利用団体	会館利用状況				
		第1会議室	第2会議室	第3会議室	録音室	合計
249	458	375	247	458	134	1,214

6. 福祉のまちづくり【生活支援課】

(1) 福祉のまちづくり

福祉のまちづくりパトロールについては、パトロールでの歩道等の改修はすでに一巡していることから、一旦凍結し、公共施設のトイレの洋式化やスロープ・手すり設置等のバリアフリー改修に特化した事業を実施した。

(2) 公共施設のバリアフリー化整備計画

ファシリティマネジメントの基本方針に基づく公共施設のバリアフリー化を図った。

件数	金額	概要	
2件	7,705,500円	工事	関宿中央公民館：1階男女トイレ洋式化、1階バリアフリー対応トイレ設置 関宿会館・関宿複合センター：階段手すり設置工事
		備品等	—

7. 生活困窮者自立支援事業【生活支援課】

(1) 自立相談支援事業

経済的困窮者の就労相談のほか、住宅喪失、多重債務、心の健康の問題、DV被害等、様々な生活上の困難に直面している方へ、自立生活実現のため解決すべき問題に対して、寄り添い型の支援を計画的かつ集中的、継続的に実施した。

<開設日>

毎週 月～金（午前9時～午後5時） ※祝祭日を除く

<3か年の状況>

区分	開所日数	来所者数		電話相談	就職決定者数
			うち新規		
令和元年度	240日	1,856人	342人	2,376件	88人
令和2年度	243日	2,641人	796人	2,361件	52人
令和3年度	242日	2,460人	564人	2,328件	32人

(2) 就労準備支援事業（令和元年度新規事業）

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備としての基礎能力を形成する支援を計画的かつ一貫して実施した。令和3年度からは、生活困窮者が生活保護を受給するに至った場合にも継続した支援が行えるよう、生活保護受給者まで対象を広げて実施した。

区 分	開所日数	相談者数		利用者数	利用回数
令和元年度	240 日	87 件		52 人	307 回
令和2年度	243 日	66 人		102 人	803 回
令和3年度	242 日	76 人		76 人	588 回
		うち生活困窮	50 人	50 人	470 回
		うち生活保護	26 人	26 人	118 回

(3) 家計改善支援事業（令和元年度新規事業）

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者と共に家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を実施している。

区 分	開所日数	相談者数	うち 新規	うち 継続	電話相談、 訪問同行等	改善者数
令和元年度	240 日	404 人	109 人	295 人	525 件	77 人
令和2年度	243 日	1,052 人	546 人	506 人	1,405 件	108 人
令和3年度	242 日	1,026 人	349 人	677 人	1,026 件	53 人

(4) 住居確保給付金事業

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、家賃相当分を基本3か月支給することで、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により、支給人数は令和2年度に大幅に増加したが、令和3年度は減少し71人に支給した。

区分	支給人数	延べ支給月数	支給額
令和元年度	3 人	10 か月	463,000 円
令和2年度	99 人	481 か月	19,684,850 円
令和3年度	71 人	273 か月	11,004,250 円

8. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業【生活支援課】

令和3年5月28日に発表された、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活困窮者支援策として、従来から実施されている総合支援資金の特例貸付（社会福祉協議会実施）を借り終えるなどにより、特例貸付を利用できない生活困窮世帯に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合は生活保護の受給へつなげるために、1か月あたり単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上の世帯へ10万円を支給した。

区分	支給世帯数	支給月数	支給額
令和元年度	—	—	—
令和2年度	—	—	—
令和3年度	93 世帯	274 月	21,740,000 円

9. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業【生活支援課】

令和3年11月19日に発表された、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援が受けられるよう、世帯員全員が令和3年度の住民税非課税の世帯、または令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の収入水準に至った世帯に対し、1世帯当たり10万円の現金を支給した。

区分	支給世帯数	うち		支給額
		非課税	家計急変	
令和元年度	—	—	—	—
令和2年度	—	—	—	—
令和3年度	12,004 世帯	11,933 世帯	71 世帯	1,200,400,000 円

第8節 人権施策の推進

第8節 人権施策の推進

1. 人権教育・啓発事業【人権・男女共同参画推進課】

平成9年5月憲法及び地方自治法施行50周年の節目に当たり、野田市は、両法の基本理念に則り地域の個性を活かしながら、基本的人権を尊重し平和を尊ぶ野田らしいまちづくりを目指し、「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言」を行ったところであり、市が様々な人権問題に関する諸行事を実施する際には、宣言の趣旨等のPRに努めてきた。

国の人権擁護推進審議会は、人権啓発のあり方について審議を行い、平成11年7月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申をとりまとめた。

これらを受け市では、人権問題がますます複雑化、多様化の様相を強める中、平成12年4月からは、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「同和対策課」を「人権施策推進課」に改組するとともに、庁内に人権施策推進本部を設置し、平成13年4月には人権問題に関する施策の総合的かつ効果的な推進について必要な事項を調査、審議するため、野田市人権施策推進協議会を設置した。

平成14年2月に、野田市の人権施策の基本指針となる『「人権教育のための国連10年」に関する野田市行動計画』を策定し、以降、行動計画に基づき人権施策を積極的に推進してきたところであるが、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題に対応するため、平成17年3月に、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」を策定。その後、平成22年3月には、前計画の取組について検証し、平成19年に実施した「野田市人権に関する市民意識調査」の結果による市民の関心度や野田市の実態に併せ、これまでの課題や施策を精査する形で見直しを行い、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（改訂版）」を策定した。

平成27年3月の計画期間満了にあわせて、平成25年9月に「野田市人権に関する市民意識調査」を実施し、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とした「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第2次改訂版）」を策定した。

平成30年9月に、翌年度に実施する行動計画の見直しを踏まえ、市民の人権意識やニーズ、課題を整理することを目的に、18歳以上の市民2,000人を対象に、「野田市人権に関する市民意識調査」を実施した。

令和2年3月に計画期間が満了となることから、今後の効果的な人権教育・啓発の推進を図り、市が取り組むべき人権施策の在り方を検討していくうえでの基礎資料とするため、平成30年9月に「野田市人権に関する市民意識調査」を実施し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）」を策定。「市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会」を基本理念として、引き続き各施策の推進に取り組んでいくこととした。

- ・「人権擁護委員の日」記念講演会（主催：野田市・柏人権擁護委員協議会野田部会）

人権擁護委員の日（6月1日）を記念し、人権擁護委員制度への理解及び人権尊重の意識の向上を目的として、講演会を実施しているが、令和3年度は、啓発事業を計画したが新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止した。

年度	開催日及び場所	講師	テーマ	来場者
令和元年度	6月2日 南部梅郷公民館	内海崎 貴子 氏 (川村学園女子大学大学院教授)	「子どもの人権」～身近にひそむ暴力から子供を守るために～	51人

令和2年度	中止
令和3年度	中止

・野田市人権啓発推進企業連絡協議会研修会

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止した。

年度	開催日及び場所	講師	テーマ	来場者
令和元年度		中止		
令和2年度		中止		
令和3年度		中止		

・人権週間記念講演会

(主催：野田市・柏人権啓発活動地域ネットワーク協議会)

人権週間(12月4日～10日)に合わせ、全市民を対象に、人権意識の高揚とあらゆる差別解消を目的として人権講演会を開催していたが、平成25年度に講演会のあり方を見直し、実効性を保つため出前講座を基本とし、国・県の補助がある場合は講演会を実施することとした。

(補助金は野田市、柏市、我孫子市の輪番制。野田市は令和5年度に実施予定。)

年度	開催日及び場所	講師	テーマ	来場者
令和元年度	令和元年度は人権出前講座を開催したため、未実施			
令和2年度		中止		
令和3年度	令和3年度は人権出前講座を開催する予定であったため、未実施			

・人権出前講座

人権週間記念講演会の見直しにより、より効果的な人権啓発を実施するため、国・県の補助がない年は人権出前講座を開催することとした。

年度	開催日及び場所	講師	テーマ	来場者
令和元年度	1月26日 中央公民館1階講堂	木野 麗子 氏 グループSEC(地域で“性共育”をつくる会)代表	「地域で子どもをともに育てる共育」～命と性と人権～	94人

令和2年度	令和2年度は人権週間記念講演会を開催する予定であったため、未実施
令和3年度	令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止

・人権相談

市民の人権を擁護し、また、人権を侵害された場合はその救済を図ることを目的に、人権擁護委員による人権相談を実施した。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として対面ではなく電話相談を実施していたが、令和3年11月から対面相談を再開するとともに引き続き電話相談も実施している。

年度	相談件数
令和元年度	6件
令和2年度	0件
令和3年度	1件

・小学生人権教室

原則小学4年生を対象に、自分の人権を守ることと同じように、他人の人権を尊重しなければならないという人権尊重思想の基本的な考えを理解することを目的に「人権教室」を実施した。

年度	開催日	講師	場所	参加者
令和元年度	12月4日	人権擁護委員 (柏人権擁護委員協議会野田 部会)	東部小学校	67人
	12月6日		二川小学校	63人
	12月9日		中央小学校	123人
令和2年度	中 止			
令和3年度	12月7日	人権擁護委員 (柏人権擁護委員協議会野田 部会)	関宿小学校(3・4年生)	31人
	12月7日		二ツ塚小学校(3・4年生)	54人
	12月8日		七光台小学校(4年生)	60人

・中学生人権講演会

中学生を対象に人権思想の普及と啓発を目的に、「いじめ」をテーマにした人権講演会を開催しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためDVD視聴とし、南部中学校においては啓発冊子を配布した。

年度	開催日	講師	場所	聴講者
令和元年度	6月20日	NPO法人 ジェントル ハートプロジェクト理事	川間中学校	273人
	7月4日		福田中学校	192人
	7月10日		二川中学校	254人
	7月11日		北部中学校	466人
令和2年度	中 止			
令和3年度	7月20日	—	東部中学校	146人
	9月1日		木間ヶ瀬中学校	203人
	9月		南部中学校	852部

・子どもじんけん映画会の実施

人権意識豊かな個人の育成を目的に、野田市産業祭に訪れた子どもたち（幼児・児童）を対象に映画会を実施しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止した。

年度	開催日及び場所	上映映画	来場者
令和元年度	10月19日 総合福祉会館	アニメ映画 「むしむし村のなかまたち 他」	155人(保護者を含む)
令和2年度		中 止	
令和3年度		中 止	

・企業人権教育研修会

「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）」に基づき、企業における人権教育の一環として、市内の各企業及び市職員を対象に実施した。なお、平成24年度から人権教育講演会をグループ討議による研修会形式に変えて実施し、人権意識の醸成を図っているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止した。

年度	開催日及び場所	講 師	テーマ	来場者
令和元年度		中 止		
令和2年度	2月25日 ZOOMでのウェブセミナー形式	吉開 章 氏 (やさしい日本語ツーリズム 研究会事務局長)	「やさしい日本語入門」 だれにでも伝わりやすいコミュニケーション	33人
令和3年度		中 止		

2. 同和対策【人権・男女共同参画推進課】

平成8年11月14日野田市同和対策審議会から、「法期限後における、野田市の同和行政のあり方について」の意見具申がなされた。

意見具申においては、「同和問題解決のための環境改善をはじめとする基盤整備は相当程度の成果を上げており、特別対策としての役割は終了の段階にきているものとする。しかしながら、同和問題に関する市民の差別意識は、解消されつつもあるが、依然として存在していることは意識調査の結果を見ても明らかであり、今後の啓発・教育の重要性がうかがえるものとする。」とした上で、「同和問題を21世紀に向けた人権問題として捉えるべきであるとの基本認識も一致をみている。」と指摘した。

野田市の同和対策は、この意見具申を尊重し、同和対策事業の整理・見直しを進め、住宅新築資金等貸付事業についても、平成13年8月の野田市同和問題連絡協議会において平成13年度末をもって事業廃止の了承を得た。その結果、教育・啓発事業、福祉会館管理運営事業を除くほぼすべての事業が終了した。

また、平成14年2月策定の『「人権教育のための国連10年」に関する野田市行動計画』、平成17年3月策定の「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」、平成22年3月策定の「人権教育・啓発に関する野田市

行動計画（改訂版）」及び令和2年3月策定の「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）」では、同和問題を個別重要課題の一つとして位置付け、これまでの同和問題の取組の成果を踏まえ、なお残る課題である差別意識の解消に向けた取組を積極的に推進することとした。

- ・啓発資料の活用

差別意識の解消に向け、各種研修会や人権講演会等で啓発資料を配布・活用し、啓発に努めた。

第9節 男女共同参画の推進

第9節 男女共同参画の推進

【人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課】

「第3次野田市男女共同参画計画」(平成27年度～平成31年度)における基本理念「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を生かした社会づくり」に向けた取組を推進するために、基本目標Ⅰ「人権尊重と男女平等が確保された社会づくり」、Ⅱ「女性(異性)に対するあらゆる暴力の根絶」、Ⅲ「男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充」、Ⅳ「ワーク・ライフ・バランスの推進」、Ⅴ「生き生きと安心して暮らせる社会づくり」の5つの基本目標のもと、重要性や緊急性を考慮して重点的に取り組むべき項目を設定し、男女共同参画に関する施策を推進している。

平成27年9月に女性活躍推進法が施行されたことから、平成28年3月に「第3次野田市男女共同参画計画」(平成27年度～平成31年度)を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画と一体のものとして位置付け、更なる女性の職業生活における施策を推進している。

また、「第3次野田市男女共同参画計画」(平成27年度～平成31年度)が令和2年3月に計画期間が満了となったことから、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第4次野田市男女共同参画計画」を策定し、「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を生かした社会づくり」を基本理念として、引き続き各施策の推進に取り組んでいくこととした。

I 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

男女がそれぞれに自立し、互いに人権を尊重する社会をつくるため、男女の固定的な役割分担意識を解消し、学校・家庭・地域など社会の各分野において、男女平等についての共通の認識が深まるよう啓発活動を実施している。

- ・啓発情報誌「フレッシュ」の発行

市民を対象に男女共同参画に関する情報の提供や、男女平等意識の啓発を進めている。

- ・女性情報コーナーの充実

興風図書館及びせきやど図書館内にある女性情報コーナーの蔵書の充実を図り、情報提供に努めている。

- ・男女平等教育資料「自分らしく」の配布

小学6年生と中学2年生に冊子を配布し、キャリア教育を通して、男女平等についての学習に活用してきたが、令和3年度からはギガスクール構想によりデジタル配信として、活用しやすくしている。

- ・女性のための相談

女性の抱える多様な問題・悩みに対し、カウンセリングを中心とした「女性のための相談」を開設している。

年度	相談件数
令和元年度	132件(実人数56人)
令和2年度	151件(実人数41人)
令和3年度	126件(実人数38人)

- ・男性のための電話相談(令和2年度より開始)

男性の抱える多様な問題・悩みに対し、カウンセリングを中心とした「男性のための電話相談」を開設している。

年度	相談件数
令和2年度	9件
令和3年度	6件

II 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）など女性に対する暴力や女性の人権を侵害する行為への対応として、「DV相談」を通じて、関係各課との連携を図り、問題解決に向けた支援を進めている。

- ・配偶者暴力相談支援センターとしてDV相談に応じ、相談から保護・自立支援まで相談者の意思に基づき、総合的な支援を図っている。

年度	DV相談件数
令和元年度	延べ332人（実人数101人）
令和2年度	延べ510人（実人数128人）
令和3年度	延べ517人（実人数122人）

- ・DV防止法に基づくDV被害女性とその家族が、適当な宿泊先がなく、緊急に保護することが必要と認められ、自立に向けた援助が有効であると認められた場合等に緊急一時保護施設（シェルター）で保護するとともに、自立支援を図っている。

運営業務をのだフレンドシップ青い鳥に委託し、官民が協働した支援を図っている。

年度	一時保護件数	一時保護日数
令和元年度	2件（延べ人数3人）	延べ37日
令和2年度	3件（延べ人数3人）	延べ35日
令和3年度	1件（延べ人数2人）	延べ5日

・デートDV講演会

市内県立高等学校を対象に、DVについての理解や知識を深め、将来のDV被害防止を目的に継続的に講演会を実施した。

年度	開催日	講師	場所	聴講者
令和元年度	11月7日	NPO法人 レジリエンス	清水高等学校	151人
	11月21日		野田中央高等学校	320人
	11月28日		関宿高等学校	61人
令和2年度	11月12日	NPO法人 レジリエンス	清水高等学校	152人
	11月19日		野田中央高等学校	316人
	1月21日		関宿高等学校	中止
令和3年度	10月28日	NPO法人 レジリエンス	関宿高等学校	196人
	11月11日		清水高等学校 野田中央高等学校	120人 中止

III 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充

あらゆる分野への女性の参画を通じて、男女双方の意見が対等に反映されるよう、女性の登用拡大に向けて、女性の活躍推進に向けた国の取組等に適切に対応しつつ、女性の登用を積極的に進め、審議会等への女性委員の目標登用率を50%にすることを目指すとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めている。

IV ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発を進めるとともに、職場環境や子育て環境の整備、子育て支援策の充実を図っている。

V 生き生きと安心して暮らせる社会づくり

男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、自分の健康を管理できるようにするため、性差に関する知識の普及と生涯を通じて心身ともに健康であるよう、ライフステージに応じた情報提供や支援を推進している。

また、妊娠・出産・育児まで男女が協力していけるような支援体制の充実に努めている。

